

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 鳥取県若美郡若美町大字宇治字市兵衛谷一、二の六、字塚谷一三七から一三九まで、字小塚谷一六一の六、一六一の七、字汁谷一八三の七、一八四の五、字瓜黒八七五、字丸山八九二の九、字清戸口九三九の五、字清戸九六二の三、字奥清戸九六九の九(次の図に示す部分に限る)、字奥清戸上九七二の一、字柏谷九八九の九、字坂別当一〇〇七の五、大字岩井字大野一三四の二、字宮谷一三三の四、字用路一五三の七、字用路谷一五四の六、字奥山一六三の七、字正谷口一六六、字南塚谷一七五の七、字太郎右衛門谷一八二の四、大字真名字上滝四七、字上土居一七、字一畝ヶ平ル二四六の二

(二) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法 (1) 主伐は、択伐による。 (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び若美町役場に備え置いて縦覧に供する。 ○農林水産省告示第千三十五号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成二十七年五月一日

農林水産大臣 林 芳正

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石川県白山市下田原ツ一の九の二(次の図に示す部分に限る)、十四の一(次の図に示す部分に限る)、桑島一の一の甲二、一の四から一の六まで、一の八、六の二、八の甲三、一三の甲(次の図に示す部分に限る)、一三の乙、一三の三、一七の二、二一、一八の一、二〇の五・二五の甲二(以上二筆について次の図に示す部分に限る)、二六の甲三の一、二六の一、三二、四一

(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(一) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石川県白山市桑島十号六の二七、六の五二、七の一〇、七の一八、七の一九、白峰二七号八二、八三

(二) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (三) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石川県白山市白峰十二号五三、五四の二から五四の四まで、五五の甲

(二) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (四) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石川県白山市白峰一八、二一、二二、二一、三の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る)。

(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(一) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石川県白山市白峰二一、二二、二一、三の三(次の図に示す部分に限る)。

(二) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (三) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石川県白山市白峰二一、二二、二一、三の三(次の図に示す部分に限る)。

国土交通大臣 太田 昭宏

- 次に示す区域のうち那覇空港事務所に備え置いて縦覧に供する図面に那覇空港に係る第一種区域として示す部分 沖縄県那覇市赤嶺二丁目、同市宇栄原一丁目及び三丁目並びに同市高良一丁目及び二丁目備考 右の区域は、平成二十七年五月一日における行政区画によって表示されたものとする。 ○国土交通省告示第六百二十四号 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第六十号)第十二条第二項及び第三項(同令附則第十条において準用する場合を含む)の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号(独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定

(一) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。

(二) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (三) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石川県白山市白峰二一、二二、二一、三の三(次の図に示す部分に限る)。

国土交通大臣 太田 昭宏

- この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十七年四月十日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)以下「一法」といふ。第二十二條第四項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十二條第二項において準用する場合を含む)及び法附則第二十二條第二項の規定による支払金に係る契約(以下「契約」といふ)から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

Table with 3 columns: Name, Address, and Date. Includes entries for '静岡県電気工事工業組合' and '静岡県静岡市駿河区津島町十二番二十七号'.

経済産業大臣 宮沢 洋一